

第5章 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置

1. 歴史遺産の保存と活用の将来像

これまで本市では、古くから研究者や地域の住民たちの地道な活動によって歴史遺産の調査・研究が行われ、そのたびに新たな発見がもたらされました。

特に、時の鐘を含む蔵造りの町並み、川越氷川祭の山車行事^{だし}、川越城本丸御殿、喜多院、東照宮など、市の内外に周知されている代表的な歴史遺産は、旧城下町やその周辺の本庁地区に集中しています。

一方で、この地区以外の場所にも、市内には魅力的な歴史遺産が多くありますが、残念ながら旧城下町やその周辺の歴史遺産と比べて、そこに住む方々も含めて広く知られていないようです。

これまで、このような歴史遺産は、所有者や地域の人々を中心に守られてきましたが、今後も守り伝えて活用するために、地域の人を巻き込んだ新しい取組みを考え行う必要があります。

私たちは、本市における歴史遺産の保存・活用に関する取組みを進めるにあたり、目指すべき将来像として、

歴史が人を結ぶまち 川越 を設定します。

この計画の目的は、私たちの住むまち川越に、どのような歴史があって、このようなまちになったのかを知ることで、その良さを再発見することにあります。それは、当市の総合計画「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を実現するための一つの手段です。

具体的には、地域の人々とともに、本市に残された様々な歴史遺産の調査を行うこと、あわせてその成果を共有すること、それによって郷土川越に対する愛着が深くなると考えます。加えて、市外から来訪される方には、本市を訪れたいという気持ちを、さらに強く持っていただけるよう、その魅力の向上を目指します。

本市のさまざまな歴史遺産に対する働きかけが、人と人とを結びつける絆となって、まちづくり・ひとづくりの一翼をになう。そのような歴史遺産を活かしたまちづくりを目指します。

2. 歴史遺産の保存と活用に関する方向性

本計画では、将来像のもと、①歴史遺産を知り、掘り起こす、②歴史遺産を守り伝える、③歴史遺産の価値を広める、④歴史遺産とともに歩むの四つの方向性を打ち出し、歴史遺産の保存・活用を効果的に進めます。

方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす

歴史遺産を保存・活用するためには、まずそれぞれの地域にどのような歴史遺産があるか把握する必要があります。そのためには歴史遺産についての調査が不可欠です。指定文化財はもちろん、これまで余り知られていない歴史遺産の掘り起こしに努めます。

方向性② 歴史遺産を守り伝える

先人から受け継がれた歴史遺産を後世に伝えていくために、その管理や保存修理などを計画的に行っていくことが必要です。管理者を支援するほか、市が所有する歴史遺産についての保存修理を計画的に行います。

方向性③ 歴史遺産の価値を広める

歴史遺産の重要性を理解してもらうためには、歴史遺産が持つ価値や魅力について伝える必要があります。歴史遺産に関わる講座や公開事業などを通じて、市の内外や国の内外を問わず、あらゆる人が歴史遺産に親しむ機会を提供します。

方向性④ 歴史遺産とともに歩む

歴史遺産の保存・活用のためには「地域総がかり」の言葉で示されるように地域が一丸となり推進することが特に重要と考えられます。そのためには、地域住民や諸団体と協同しながら、調査・保存・活用の流れが円滑に行われるよう、仕組みを整えていく必要があります。

これら四つの方向性に沿って、課題—方針—措置を列記します。

3. 歴史遺産の保存と活用に関する課題

方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす の課題

歴史遺産に対する現況把握・調査する必要があります

- ・指定等文化財については、『川越市の文化財』改訂作業（令和4年度）など刊行物の改訂等で調査や現況確認を行いました。今後も定期的な現況把握が必要です。
- ・コロナ禍や少子高齢化などにより存続の危機に面している無形の民俗文化財（民俗芸能・祭礼行事等）について現況調査が必要です。民俗芸能の分野では、特に若い世代への伝承に課題があります。また、市内に多数存在する祭礼山車については、保存・活用に必要な図面等を作成する必要があります。

- ・歴史的建造物は、基礎的な資料（図面など）がないものが多く、詳細な把握が不十分であることから、知見を持つ民間団体と共に長期的な計画に基づいた修理や保存・活用の必要があります。
- ・埋蔵文化財については、以前から開発行為に伴う調査を実施し、その成果を調査報告書などにまとめてきましたが、今後もこれを継続していくことが必要です。また、現行調査の内容を踏まえて周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に反映させる必要があります。
- ・古文書や行政文書などの歴史資料について、未整理のものが多く、どのような資料があるのか内容の把握が不十分です。また、これらの古文書は分散して保管されており、一元的に管理する機関・施設がありません。
- ・市史編さん事業や博物館・美術館などの展示事業などにより明らかになった歴史遺産について、調査が必要です。また、調査結果により新規に文化財指定等する必要があります。

方向性② 歴史遺産を守り伝える の課題

歴史遺産の管理・保存修理を強化する必要があります

- ・指定等文化財の歴史遺産を継続的に管理するため、その情報を整理するとともに、所有者・管理者への支援を行う必要があります。
- ・歴史遺産は適切に収集・保存・管理を行う必要があります。特に埋蔵文化財の発掘調査により得られた出土遺物は、主に小学校や埋蔵文化財の関連施設で分散保管しており、良好な状況下にあるとは言えません。また、埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事等の開発行為により、保存に影響を及ぼすことがあります。
- ・市が管理する歴史的建造物について、計画的に修理工事等を実施する必要があります。また、個別の歴史遺産の保存活用計画が未策定のものが多く、長期的な視野に立った修理計画等が必要です。
- ・市が管理する史跡は、保存活用計画が未策定のものが多く、整備についても計画的に行う必要があります。
- ・数多くの歴史的建造物がある本市では、特に防火・防災についての意識を高める必要があり、適切な設備配置、防災マニュアル等の整備が必要です。また、随時防火訓練の内容を見直すとともに、計画的に新規設備の設置を実施する必要があります。

方向性③ 歴史遺産の価値を広める の課題**歴史遺産の魅力発信を強化する必要があります**

- ・誰もが歴史遺産の価値や魅力に触れ、理解を深められる機会を更に提供していく必要があります。
- ・著名な歴史遺産が本市の中心部に偏りがちであり、周辺地域の歴史遺産が余り知られていない現状を改善する必要があります。
- ・市が管理する歴史的建造物のうち、既に活用が行われているものや、今後活用が予定されているものについて、更なる活用と魅力の発信が必要です。
- ・来訪者が本市の歴史遺産についてよく知ることができるよう、手軽に情報を収集できる環境が必要です。
- ・歴史遺産の未来の担い手である子どもたちに歴史遺産の価値を知ってもらう機会を増やす必要があります。
- ・歴史遺産の情報発信を行うため、既存の施設を更に活用する必要があります。
- ・歴史遺産のうち食文化について、更なる活用を図る必要があります。

方向性④ 歴史遺産とともに歩む の課題**歴史遺産の保存・活用体制を強化する必要があります**

- ・長期的な視野で歴史遺産の保存・活用を進めるため、文化財担当部署に専門職員（学芸員など）を配置する必要があります、現在の職員数や体制の一層の充実が必要です。
- ・歴史遺産に関する市民協働やボランティア等の事例が少なく、地域住民や団体との連携が不足しています。
- ・歴史遺産の保存・活用を進めるために、専門的な助言を得る機会が必要です。
- ・歴史的建造物について、その修理や維持が、所有者や管理者にとって経済的な負担になっています。
- ・地域住民が本当に守りたい歴史遺産は何なのか、意向を把握できる体制作りが必要です。

4. 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置

本市における歴史遺産の保存・活用に関する課題を解決するため、先の方針に則り、本計画の計画期間において実施する措置を列記しました。措置の実施にあたり、事業に応じた事業主体が、文化庁の文化財保存事業費補助金や文化資源活用事業費補助金等、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金をはじめとした国、県、市の支援メニューを活用して行います。

また、措置事業ごとに想定される事業主体や担当課・協力課を記載し、事業時期の目途として、計画期間を前期（R6～8年度）・中期（R9～11年度）・後期（R12～15年度）に分けて計画しました。このうち、特に実施すべき重点措置については、事業名の前に「★」印をつけて表記しています。

方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす の方針

歴史遺産の現状を把握する調査を行います

- ・指定等文化財は、定期的に現況把握を行います。
- ・無形の民俗文化財などの歴史遺産の現状を把握する調査を行います。
- ・民俗芸能の現況調査及び映像による記録保存を行います。また、民俗芸能以外の無形の民俗文化財の調査を実施します。有形の民俗文化財のうち祭礼山車の構造について未指定のものも含めて調査し、実測図面を作成します。
- ・歴史的建造物は、指定等文化財や伝建地区内の歴史的建造物の図面作成のため調査や耐震診断調査を行います。また、歴史的建造物に対して知見を持つ民間団体等と連携して調査を行います。
- ・埋蔵文化財は、適切に試掘・確認・記録保存等の調査を実施し、その成果について調査報告書などを刊行します。また、現行調査を踏まえて、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の見直しを行います。
- ・古文書や行政文書などの歴史資料は、目録作成等の調査を実施します。また、公文書館の設立を見据えた検討を行います。
- ・市史編さん事業や博物館・美術館などの展示事業などを元に、従来文化財指定の対象となっていなかった歴史遺産についても調査を行い、文化財指定等を進めます。

*取組主体
 市民 … 市民や他地域の住民も含む
 団体 … 関係団体
 専門家 … 研究者など
 行政 … 川越市

方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専門家	行政						
1	指定等文化財の現況確認	指定等文化財の状況について、5年に1度全ての指定等文化財の現況を確認します。			○	◎	文化財保護課 博物館	新規				市費
2	無形の民俗文化財の調査と記録	過去に報告された民俗芸能の現況調査及び映像記録を行い、また民俗芸能以外の無形の民俗文化財の調査をします。		○		◎	文化財保護課	現行				市費
3	祭礼山車などの調査	未指定も含めて、山車の図面作成を中心とする詳細な調査を実施します。		○	○	◎	文化財保護課 観光課	現行				市費
★ 4	市指定文化財建造物の調査	市指定文化財建造物の調査を行い、図面のないものは作成します。場合によって耐震診断を行い、計画的な保存修理工事につなげます。	○	○	○	◎	文化財保護課 都市景観課	新規				市費
5	伝建地区における歴史的建造物の調査	伝建地区内の歴史的建造物の調査について、民間団体の協力を得ながら実施します。		○		◎	都市景観課	現行				市費
6	埋蔵文化財の調査や報告書の刊行と包蔵地の見直し	開発行為にともなう埋蔵文化財の試掘・確認・記録保存調査をし、調査報告書を刊行します。				◎	文化財保護課	現行				国費 市費
7	古文書や行政文書の整理と業務の役割分担	市に寄贈・寄託の古文書・行政文書などの歴史遺産について、記録作成等の調査を行います。また将来の公文書館の設立を見据えて、業務のすりあわせなどを行います。			○	◎	文化財保護課 中央図書館 博物館	現行				市費
8	指定等文化財以外の歴史遺産の調査と文化財指定の推進	指定等文化財以外の歴史遺産（近現代美術資料含む）を調査し、新規の文化財指定を進めます。			○	◎	文化財保護課 博物館 美術館	現行				市費

方向性② 歴史遺産を守り伝える の方針

歴史遺産を適切に管理・保存します

- ・指定等文化財の歴史遺産は、これまで得られた情報を一元的に管理します。また、保存修理に対して補助金を支出する等、所有者・管理者へ支援を行います。
- ・将来的な利活用を見据え、歴史遺産を博物館等で適切に収集・保存・管理します。特に埋蔵文化財は、出土遺物を適切に管理するとともに、埋蔵文化財包蔵地の開発と保護の調和を図ります。
- ・市が管理する歴史遺産のうち歴史的建造物は、適切な保存修理を進めます。また、保存・活用についての協議や個別の文化財の保存活用計画の策定を進めます。
- ・市が管理する歴史遺産のうち史跡は、適切な整備を進めます。また、保存・活用についての協議や個別の文化財の保存活用計画の策定を進めます。
- ・防火訓練の実施や防災マニュアルの整備により、歴史遺産に対する防災意識を高めます。また、防火・防災設備について、定期的な点検や、設備の更新・新設等を計画的に実施します。

方向性② 歴史遺産を守り伝える の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専業	行政						
9	指定等文化財カルテの作成と更新	指定等文化財を一元的に管理するカルテを作成し、日常的な維持管理や修理履歴の情報等を記入し更新します。			○	◎	文化財保護課	現行				市費
10	指定等文化財の管理の報償と修理の補助	指定等文化財の管理者による日常管理に対して、指定文化財管理報償金を支給し、保存修理の場合は補助金を支出します。				◎	文化財保護課	現行				国費 県費 市費
11	伝統的建造物群保存地区の保存整備	保存団体である「川越町並み委員会」との事前協議と運動しながら、修理基準を運用して保存事業を計画的に行い、伝建地区内の伝統的建造物などの修理や修景に対して補助金を支出します。		○	○	◎	都市景観課	現行				国費 市費
12	歴史遺産の収集・保存と活用	川越の歴史や文化に関する資料を博物館で収集・保存し、展示や研究等へ活用します。				◎	博物館 美術館	現行				市費
13	埋蔵文化財センター設置の検討	埋蔵文化財の調査から整理・保管までを一元管理する「埋蔵文化財センター」の設置を検討します。				◎	文化財保護課	新規				市費
14	出土遺物の基礎整理、保存処理の推進	市内遺跡から出土した遺物について、恒久的な保存管理を行うとともに、社会教育に資するために、適切な洗浄、注記、復元、保存処理、図化、写真撮影を実施し、利活用を見据えた作業を進めます。				◎	文化財保護課	現行				市費
15	開発と文化財保護の調整	周知の埋蔵文化財包蔵地内における建築・開発行為について、事業者と協議を行い、できる限りの現状保存につなげます。				◎	文化財保護課	現行				市費
★ 16	川越市蔵造り資料館の整備・公開	伝建地区内にある市指定文化財の蔵造り資料館(旧小山家住宅)の耐震工事を進め、整備・公開を実施します。				◎	博物館	現行				国費 市費
★ 17	原田家住宅の保存修理と活用の検討	市指定文化財原田家住宅について、調査を踏まえた適切な保存修理を行い、活用に向けて検討します。		○	○	◎	文化財保護課 政策企画課	新規				市費
★ 18	永島家住宅の保存活用計画の策定と保存修理の実施	川越唯一の武家屋敷である市指定文化財永島家住宅について、保存活用計画を策定し、保存修理を実施します。			○	◎	文化財保護課	新規				市費
19	川越城跡整備の推進	県指定史跡川越城跡の整備を計画的に実行し、計画に沿って今後の公開・活用を進めます。			○	◎	公園整備課 文化財保護課	現行				市費
★ 20	河越館跡・山王塚古墳の保存活用計画の策定	古史跡河越館跡と山王塚古墳について、その保存と活用を計画的に実行するため、保存活用計画を策定します。			○	◎	文化財保護課	新規				国費 市費
21	文化財防火訓練の実施	文化財防火デーに合わせ、文化財所有者と共に、防火訓練を実施します。	○	○		◎	文化財保護課 川越地区消防局	現行				市費
★ 22	文化財防火・防災設備の計画的な設置・点検	文化財防火・防災設備の更新についての計画及び新規整備の計画を推進します(補助制度との調整も含む)。また、定期的な設備点検を行います。	○			◎	文化財保護課 都市景観課 川越地区消防局	現行				国費 県費 市費
23	伝建地区内における防災・防犯体制の構築	川越市伝建地区防災計画に基づき、消防設備の設置・点検や、伝建地区内で自治会・商店街等と防災訓練を実施し、定期的に防災計画を見直します。	○	○	○	◎	都市景観課	現行				国費 市費
24	防火・防災・防犯対策のマニュアル作成	防火・防災・防犯対策についてのマニュアル等を作成し、所有者や市民と情報を共有します。				◎	文化財保護課	新規				市費

方向性③ 歴史遺産の価値を広める の方針

歴史遺産の魅力について発信し、情報提供します

- ・歴史遺産の情報提供や、歴史講座や歴史遺産巡りなどの事業を実施し、歴史遺産に対する理解を深めます。また、IT等を活用して、歴史遺産に興味を持った方が簡単に情報を得ることができるようにします。
- ・複数の歴史遺産を巡ることができる周遊ルートを検討します。また、市中心部以外の地区にある歴史遺産の周知を図るイベントを実施します。
- ・公開等の事業により魅力を発信するほか、更に有効な活用方法を検討します。
- ・川越に訪れようとしている人、訪れた人が歴史遺産についての情報を得ることができるよう、環境を整備します。
- ・市内の小中学校の児童・生徒が歴史遺産に対する理解を深め、郷土に対する愛着・誇りを育むことができる機会を創出します。
- ・歴史遺産情報の発信のため、博物館、川越まつり会館などの展示内容を見直すなど、充実を図ります。
- ・サツマイモや茶葉などの伝統的な農産物に関するイベントの際に、歴史遺産としての情報も併せて周知します。

方向性③ 歴史遺産の価値を広める の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専業	行政						
25	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。				◎	中央公民館 中央図書館 文化財保護課	現行				市費
26	埋蔵文化財調査成果の公開	埋蔵文化財等の発掘調査について、現地説明会や遺跡発表会を実施し、博物館で展示し、広く市民に公開します。				◎	文化財保護課 博物館	現行				市費
★ 27	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、伝建地区を始めとする市内の歴史遺産を巡り歩くイベントを実施し、市民の関心を高めます。		○		◎	文化財保護課 都市景観課	新規				市費
28	歴史的建造物の有効活用	歴史的建造物について、所有者と利用者とのマッチングを推進するなど、新しい活用を模索します。		○		◎	文化財保護課 都市景観課	現行				市費
29	旧山崎家別邸・同庭園の公開と活用の検討	国指定重要文化財旧山崎家別邸と国登録記念物の同庭園を公開し、有効的な活用を検討します。				◎	観光課	現行				国費 市費
30	時の鐘活用事業の検討	川越市のシンボルである市指定文化財時の鐘について、有効的な活用を検討します。		○		◎	文化財保護課	新規				市費
31	旧川越織物市場・旧栄養食配給所の公開と活用	復原整備した旧川越織物市場・旧栄養食配給所を、川越市文化創造インキュベーション施設として活用します。				◎	都市景観課	現行				国費 市費
32	文化財説明板の設置と更新	指定等文化財の説明板を新設し、更新計画に基づき、現在の研究成果に基づいた内容に既存の説明板を更新します。				◎	文化財保護課	現行				市費
33	博物館施設等における展示会の開催	博物館や美術館、まつり会館等で、川越の歴史文化を発信するために、歴史遺産に関わる展示会などを開催します。				◎	博物館 美術館 観光課 中央図書館	現行				国費 市費
34	歴史遺産の資料貸出による公開	他地域の博物館施設等の展示会へ、歴史遺産を資料として貸し出して公開します。				◎	文化財保護課 博物館 美術館	現行				市費
35	観光PR等との連携	国内外から観光客を誘致するため、観光PR事業やシティセールス事業の機会に、歴史遺産についても積極的に周知します。				◎	広報室 観光課 文化財保護課	現行				市費
36	ITを活用した文化財情報発信の強化	川越市公式ホームページやSNSなどを活用し、歴史遺産や伝建地区の情報を発信します。また、指定文化財を解説した「川越市の文化財」の内容をHPへ掲載し、その周知を図ります。				◎	文化財保護課 都市景観課	現行				市費
37	来訪者に向けた情報発信の充実	観光案内所などの各施設において、歴史遺産についての情報発信を強化します。				◎	観光課 文化財保護課	現行				市費
38	博物館の改修と情報発信施設の整備	博物館施設の改修を行い、歴史遺産の情報発信拠点とします。				◎	博物館	新規				国費 市費
39	公衆無線LANの整備	歴史遺産を巡る来訪者のために無料アクセスポイントの維持・管理を行います。				◎	観光課	現行				市費
40	新たな歴史遺産周遊ルートの検討	現行の周遊ルートを示した観光マップや、「川越百景」などの既存の散策ルートを参考に新たな周遊ルートを検討し、観光客の中心部以外への回遊を促します。				◎	観光課 都市景観課 文化財保護課	新規				市費
41	農産物イベントとのコラボ事業の検討	伝統的農産物の収穫イベントや直売イベント時など、農産物の歴史的背景や食文化などの歴史遺産を周知する事業の実施を検討します。	○	○		◎	産業振興課 農政課 文化財保護課	新規				市費
42	出前授業の実施	郷土に対する理解を深めるため、歴史遺産を用いた出前授業を実施する。また、授業に活用できる学習素材の提供や資料の貸出しなどを行います。				◎	文化財保護課 博物館 教育指導課	現行				市費
60 43	市内小学校の博物館・美術館見学の実施	市内の小学校を対象とした博物館・美術館見学を実施します。				◎	博物館 美術館	現行				市費

方向性④ 歴史遺産とともに歩む の方針

歴史遺産を保存・活用する体制を強化します

- ・ 専門職員を継続的に採用し、歴史遺産の継続的な保存・活用に努めます。また、職員以外にも歴史遺産の調査活動を行う人員を確保します。
- ・ 市民、諸団体と連携し、歴史遺産の保存・活用を行います。
- ・ 文化財保護審議会や文化財保存活用地域計画協議会など、歴史遺産に関する機関を設置し審議することにより、専門的な知見に基づいた歴史遺産の保存・活用を行います。
- ・ 指定等文化財以外への補助金制度やふるさと納税など、新たな資金を歴史遺産の保存・活用に活かす工夫を検討します。

方向性④ 歴史遺産とともに歩む の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専業	行政						
44	職員体制の充実	歴史遺産を継続して調査するために、専門職員（学芸員）の補充と新規採用を定期的に行います。				◎	文化財保護課 博物館 美術館	現行	→			市費
45	関係機関での審議	文化財保護審議会など文化財関連の機関における審議により、歴史遺産の保存と活用を適正に進めていきます。			○	◎	文化財保護課 都市景観課	現行	→			市費
46	国の登録有形建造物に対する補助制度の検討	国の登録有形建造物を対象とした保存修理について、補助制度を検討します。			○	◎	文化財保護課	新規	→			市費
47	ふるさと納税の活用の検討	ふるさと納税の対象事業として歴史遺産に関する項目立てなど、活用を検討します。				◎	政策企画課 財政課 文化財保護課	新規	→			民間
★ 48	文化財調査指導員の設置	市民に対する歴史遺産保護意識の向上と、地域文化財の調査を指導するため、文化財調査指導員を設置します。	○	○	○	◎	文化財保護課	新規		→		市費
★ 49	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、市民の活動団体「文化財探検隊」（仮称）を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費
50	ボランティアの育成と活動支援	史跡などの歴史遺産について管理や活用を推進するボランティアを育成し、その活動の人的支援をします。	○			◎	文化財保護課	新規	→			市費
51	市民が残したい歴史遺産の把握調査	「市民が残したい川越の唄30」を把握するための調査やアンケートを実施します。	○		○	◎	文化芸術振興課	新規		→		市費
52	地域における歴史サークルへの支援	公民館等で現在活動している歴史や文化財に関するサークル・団体へ、講座の講師として職員を派遣などの支援をします。	○	○		◎	文化財保護課 博物館	新規	→			市費
53	民間団体との協同	建造物や山車の調査や保存修理で既に協力関係のあるNPO法人川越蔵の会や、伝建地区の住民等による保存団体である川越町並み委員会など、市民団体との協同による歴史遺産の保存・活用を進めます。		○		◎	文化財保護課 都市景観課	新規	→			市費
54	小江戸川越観光協会やDMO川越との連携	小江戸川越観光協会やDMO川越と連携し、来訪者に対する歴史遺産への周知を図ります。		○		◎	観光課 文化財保護課	現行	→			市費